





第二号書式 (天二閣令一・追加、大八閣令九・昭二総庁令一・一部改正)

申牒書

本人ノ氏名

- 一 勾留、拘禁、釈放又ハ放免ノ日
- 一 刑ノ執行猶予ノ言渡アリタルトキハ裁判確定ノ日及執行猶予ノ期間
- 一 刑ノ執行猶予ヲ受ケ勲章ヲ褫奪セラレサル者執行猶予ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶予ノ期間ヲ経過シタルトキハ其ノ旨

調査事項	年金ノ種類	年金証書ノ番号	年金額	年金賜与ノ年月日	賜与当時ノ官職	賜与当時ノ所属庁又ハ部隊	明治三十七八年戦没ニ関スルモノハ発表官報年月日及頁数

右勲章褫奪令施行細則第二条ノ規定ニ依リ及申牒候也

年 月 日

官 職 氏 名 印

賞勲局総裁  
備考

年金証書ノ番号ヲ記載スルコト能ハサルトキハ勲記ノ番号ヲ記載スヘシ  
年金証書ノ番号又ハ勲記ノ番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査事項ヲ記載スルコトヲ要セス



第三号書式（天二閣令一・追加、大八閣令九・昭二總庁令一・一部改正）

申請書

位 勲 功 氏 名

一 罪 名  
 一 刑 名  
 一 裁 判 確 定 年 月 日

調査事項 勲記、年金証書、記章証状、褒章証状、外国勲章佩用免許証又ハ外国記章佩用免許証ノ番号 授賜又ハ佩用免許ノ年月日 授賜又ハ佩用免許當時ノ官職又ハ部隊 授賜又ハ佩用免許當時ノ氏名 明治三十七八年戦没ニ関スルモノハ発表官報年月日及頁数 右勲章佩帯令施行細則第三條第二項ノ規定ニ依リ及申請候也	勲章、年金、記章又ハ褒章ノ種類										

賞勲局總裁  
 官 職 氏 名 印

- 備 考
- 一 勲章、年金、記章又ハ褒章ノ種類ノ項ニハ左ノ順序ニ依リ記載スヘシ
  - 二 勲章年金
  - 三 記章
  - 四 褒章
  - 五 外国勲章
  - 六 外国記章
- 勲記、年金証書、記章証状、褒章証状、外国勲章佩用免許証又ハ外国記章佩用免許証ノ番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査事項ヲ記載スルコトヲ要セス